

誓 約 書

記入例

(あて先) 春日井市長 石黒 直樹

り災廃材を春日井市クリーンセンターに持ち込むことについては、次の条件を確認し、違反した場合は持ち帰る等、クリーンセンターの職員の指示に従うことを誓約致します。

- 搬入日時：月～金曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時～午後3時30分 ※時間厳守
(祝休日・年末年始12月29日～1月3日は搬入不可)
- 場 所：クリーンセンターの職員が指示した場所
- 受入基準：1日最大4t以下の車両4車まで ※長期間及び多量の搬入の場合は搬入計画書を提出すること

	受 入 可 (※1)	受 入 不 可
一般戸建住宅 集合住宅	・家財道具 (※2) ・廃材木(長さ2m、直径20cm以内にしたもの) ・灰 (土嚢袋に入れ、土やガラを含めない)	左記以外のもの 【例】 ・建屋、外構の材木以外の建材 (コンクリート、瓦、窓、壁材、アルミ、レンガ、タイル 等) ・地下埋設部分
店舗・工場	・産業廃棄物以外のもの (事業系一般廃棄物) ・廃材木(長さ2m、直径20cm以内にしたもの)	・産業廃棄物 ・その他クリーンセンターで処理できないもの (家電リサイクル法対象製品、自動車用部品、パソコン、消火器、オートバイ 等)

※1 受入可のものは、上記のうちり災により機能を損失したものに限る。

※2 家財道具は、必ず次のように分別すること。(分別をしていない場合は、受入不可。)

- ① 可 燃 ご み：紙類、衣類、布団、毛布、革製品、30cm以下のプラスチック製品 等
- ② 不燃・粗大ごみ：電化製品、ガラス製品、陶器類、30cm超のプラスチック製品、
80cm以上2m以下のもの (③を除く。) 等
- ③ 発火性危険物：スプレー缶、ガスボンベ、ライター、充電式電池を内蔵した小型家電

※ 車両への積み込みは1車に1種類とすること。ただし、1車に複数種類積み込む際は、分別後に荷台の前から灰→廃材木→家財道具①②③の順番に積み込むこと。荷下ろし順が変わる場合は迂回が必要です。

※ 荷下ろしは、原則として搬入者で行うこと。フレキシブルコンテナバック (トン袋) は使用不可。

令和 年 月 日

り災場所 春日井市 ○○町1-1

実際にり災のあった所在地を記入してください。

り災者 住 所：春日井市○○町2-2 コーポ○○
氏 名：○○ ○○

申請日時点で住んでいる住所を記入してください。

搬入者 住 所：春日井市○○町3-3
氏 名：株式会社○○○○ ○○ ○○
電 話：****-**-****

実際に運搬する方を記入してください。

こちらに記載した車両以外では、クリーンセンターへの搬入はできません。

車両番号：春日井100あ1234

搬入時には、本誓約書と減免申請書の各写しを毎回提示してください。